三　その他価格公表株式等（前二号に掲げる株式等以外の株式等のうち、価格公表者（株式等の売買の価格又は気配相場の価格を継続的に公表し、かつ、その公表する価格がその株式等の売買の価格の決定に重要な影響を与えている場合におけるその公表をする者をいう。以下この号において同じ。）によつて公表された売買の価格又は気配相場の価格があるものをいう。以下この号において同じ。）　価格公表者によつて公表された払出事由が生じた日における当該その他価格公表株式等の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該払出事由が生じた日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）に相当する金額

四　前三号に掲げる株式等以外の株式等　その株式等の払出事由が生じた日における価額として合理的な方法により計算した金額

5　法第三十七条の十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等（以下この条から第二十五条の十三の六までにおいて「金融商品取引業者等」という。）の営業所（同号に規定する営業所をいう。以下この条から第二十五条の十三の六までにおいて同じ。）において同号の口座を設定しようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（その口座を設定しようとする年（以下この項において「口座開設年」という。）の一月一日において二十歳以上である者に限る。）は、その口座開設年の前年十月一日からその口座開設年において最初に法第九条の八及び第三十七条の十四第一項から第四項までの規定の適用を受けようとする同条第五項第二号イに掲げる上場株式等を当該口座に受け入れる時までに、非課税口座開設届出書（同項第一号に規定する非課税口座開設届出書をいう。以下この条から第二十五条の十三の三まで及び第二十五条の十三の六において同じ。）に、その年分の同項第三号に規定する非課税口座開設確認書（第十六項及び第十七項並びに第二十五条の十三の六において「非課税口座開設確認書」という。）を添付して、これをその口座を設定しようとする金融商品取引業者等の営業所の長に提出（法第三十七条の十四第五項第一号に規定する提出をいう。以下この条及び第二十五条の十三の六において同じ。）をしなければならない。この場合において、その非課税口座開設届出書が、口座開設年の前年十月一日から十二月三十一日までの間に提出がされたものである場合には、当該非課税口座開設届出書は、当該口座開設年の一月一日に提出がされたものとみなして、法第九条の八及び第三十七条の十四（第六項から第十三項までを除く。）の規定を適用する。

6　法第三十七条の十四第五項第二号に規定する政令で定める上場株式等は、法第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等とする。

7　法第三十七条の十四第五項第二号に規定する政令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　上場株式等を発行した法人に対して会社法第百九十二条第一項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を非課税口座（法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座をいう。以下この条から第二十五条の十三の六までにおいて同じ。）を開設する金融商品取引業者等の営業所を経由して行う方法

二　法第三十七条の十第三項第三号又は第四項第一号若しくは第二号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が非課税口座を開設する金融商品取引業者等の営業所を経由して行われる方法

8　法第三十七条の十四第五項第二号に規定する政令で定める事項は、同条第四項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、次項各号に規定する事由に係るもの及び法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座への移管に係るものを除く。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該非課税口座を開設され、又は開設されていた金融商品取引業者等は、当該非課税口座を開設し、又は開設していた居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）による払出しがあつた場合には、当該相続又は遺贈により当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等であつた上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあつた非課税口座内上場株式等の法第三十七条の十四第四項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知することとする。

9　法第三十七条の十四第五項第二号ロに規定する政令で定める上場株式等は、次に掲げる上場株式等とする。

一　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する非課税口座に係る非課税口座内上場株式等について行われた株式の分割又は併合により取得する上場株式等で、当該株式の分割又は併合に係る上場株式等の当該非課税口座への受入れを、当該非課税口座に係る振替口座簿（法第三十七条の十四第一項に規定する振替口座簿をいう。以下この項及び第二十五条の十三の六において同じ。）に記載又は記録をする方法により行うもの

二　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する非課税口座に係る非課税口座内上場株式等について行われた第二十五条の十の二第十五項第六号に規定する株式無償割当てにより取得する上場株式等で、当該株式無償割当てに係る上場株式等の当該非課税口座への受入れを、当該非課税口座に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

三　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する非課税口座に係る非課税口座内上場株式等を発行した法第三十七条の十第三項第一号に規定する法人の第二十五条の十の二第十五項第七号に規定する合併により取得する同号に規定する合併法人の株式若しくは出資又は同号に規定する合併親法人株式で、当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式の当該非課税口座への受入れを、当該非課税口座に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

四　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する非課税口座に係る非課税口座内上場株式等で投資信託の受益権であるものに係る投資信託の第二十五条の十の二第十五項第八号に規定する併合により取得する当該併合に係る新たな投資信託の受益権で、当該併合に係る新たな投資信託の受益権の当該非課税口座への受入れを、当該非課税口座に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

五　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する非課税口座に係る非課税口座内上場株式等を発行した法第三十七条の十第三項第二号に規定する法人の第二十五条の十の二第十五項第九号に規定する分割により取得する同号に規定する分割承継法人の株式（同号に規定する分割承継親法人株式で、当該分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式の当該非課税口座への受入れを、当該非課税口座に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

六　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する非課税口座に係る非課税口座内上場株式等を発行した法人の行つた第二十五条の十の二第十五項第十号に規定する株式交換により取得する同号に規定する株式交換完全親法人の株式若しくは同号に規定する親法人の株式又は同号に規定する株式移転により取得する同号に規定する株式移転完全親法人の株式で、これらの株式の当該非課税口座への受入れを、当該非課税口座に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

七　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する非課税口座に係る非課税口座内上場株式等で所得税法第五十七条の四第三項第一号に規定する取得請求権付株式、同項第二号に規定する取得条項付株式、同項第三号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第六号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係るこれらの規定に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議により取得する上場株式等で、当該取得する上場株式等の当該非課税口座への受入れを、当該非課税口座に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの